

**食の安全・安心確保交付金のうち動物用医薬品の危機管理  
(継続)**

**I. ポイント**

動物用医薬品の畜産物への残留、及び抗菌性の動物用医薬品の家畜への使用による薬剤耐性菌の発生と食品を介した人への伝播による人の健康への影響は、食の安全における国民の重大な関心事である。また、市場に流通している動物用医薬品の表示事項や品質が承認と異なっていると適切に使用することができないため、対象動物に副作用を生じたり、食品中に動物用医薬品が残留したりといった事故を生じることが予想される。

これらの問題を未然に防ぐことを目的として、動物用医薬品販売業者への立ち入り検査・指導、業者から収去した動物用医薬品の品質検査、動物用医薬品の使用実態の調査、薬剤耐性菌の発生の動向の調査を実施するとともに、都道府県に対してその調査及び指導に必要な技術研修を行い、危害の発生防止に資する。

**II. 事業の内容**

- ①動物用医薬品販売業者等の店舗にある動物用医薬品等の表示事項及び品質検査
- ②畜産経営及び獣医師に対する動物用医薬品の使用実態調査及び指導
- ③畜産経営の健康な家畜における薬剤耐性菌の発現状況調査
- ④動物用医薬品品質確保及び薬剤耐性菌に関する危機管理対策研修会への参加

|                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| (項) 総合食料対策費              |                      |
| (大事項) 食の安全・安心の確保対策に必要な経費 |                      |
| (目) 消費・安全対策推進交付金         |                      |
| 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止のうち  |                      |
| 家畜衛生の推進のうち               |                      |
| 生産衛生の確保のうち               |                      |
| 動物用医薬品の危機管理              |                      |
|                          | 18'          17'     |
| 食の安全・安心確保交付金             | 2,702 (2,742) 百万円の内数 |

**III. 交付先**     都道府県

**IV. 交付率**     定額

【消費・安全局 畜水産安全管理課】